

2021年 7月30日

お客さま各位

徳島信用金庫

65歳以上のお客さまのATM振込機能の利用制限について
(還付金詐欺被害からお客さまをお守りするために)

日頃より、徳島信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、依然として後を絶たない還付金詐欺等の振り込め詐欺被害を防止する対策といたしまして、2017年8月21日(月)より、ATM振込機能の一部利用制限を実施しましたが、2021年9月21日(火)より、この対象年齢を70歳から65歳に引き下げさせていただきます。

お客さまにおかれましては、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

実施開始日	2021年9月21日(火)
対象となるお客さま	65歳以上の個人・個人事業主のお客さまで、過去2年間キャッシュカードによるATM振込のお取扱いがない方
制限内容	キャッシュカードを利用したお振込ができません。

※ATM振込制限の解除を希望されるお客さまは、①ご本人さま確認書類(運転免許証など)②お届出印③キャッシュカード④通帳をお持ちのうえ当金庫窓口にお問い合わせください。

また最終振込日から2年間お取扱いが無い場合は再度振込制限が設定されます。ATM振込の定期的なご利用が無い場合は、窓口でのお振込をお勧めしています。

以上